

【入学者の受入れに関する方針】

本学への入学資格は、学校教育法 90 条の規定により、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。これらの入学資格を満たしたうえで、本学の教育理念を理解し、理学療法士や作業療法士を目指そうとする意欲ある学生を受け入れる。

<本学のアドミッション・ポリシー>

- ① 医療専門職を目指すうえでの入学資格を満たす基礎的な学力を有し、学習努力を継続できる者。(教養・知識)
- ② 専門分野に興味と関心を持ち、意欲的に取り組むことのできる者。(探求心)
- ③ 多様な人々と交わることのできる柔軟性と寛容さ及び倫理観を兼ね備えた者。(協調性・倫理観)
- ④ 社会の一員として地域に貢献する意欲と行動力のある者。(貢献・積極性)